

特定生産緑地（昭島市）の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき指定した特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

生産緑地地区番号	特定生産緑地番号	位 置	特定生産緑地面積	公示日	図面番号
19	170-1	武蔵野二丁目地内	約 5,350 m ²	令和7年1月1日	1
98	325-1	中神町一丁目地内	約 970 m ²	令和7年1月1日	3
100	349-1	朝日町二丁目地内	約 880 m ²	令和7年1月1日	7
102	115-1	中神町字西新畠地内	約 250 m ²	令和7年1月1日	7
107	349-2	中神町字東新畠地内	約 420 m ²	令和7年1月1日	7
114	129-1	拝島町四丁目地内	約 760 m ²	令和7年1月1日	2
142	314-1	大神町一丁目地内	約 2,520 m ²	令和7年1月1日	6
167	325-2	中神町一丁目地内	約 650 m ²	令和7年1月1日	4
171	175-1	朝日町五丁目地内	約 2,240 m ²	令和7年1月1日	4
176	179-1	中神町二丁目地内	約 780 m ²	令和7年1月1日	4
192	349-5	福島町三丁目地内	約 300 m ²	令和7年1月1日	5
210	134-1	郷地町三丁目地内	約 1,340 m ²	令和7年1月1日	6

「区域は指定図表示のとおり」